

議事要旨(3)論点整理「資産除去債務の会計処理に関する論点の整理(案)」について

冒頭、逆瀬副委員長より、次回の企業会計基準委員会で本論点整理を議決、公表予定である旨、説明がなされた。

引き続き、吉田(慶)専門研究員より、専門委員会における論点整理文案の検討は終了していること、公表後1カ月程度のコメント募集期間を設けて審議を再開すること、また、当初、予定していなかった論点整理を公表することから、最終基準の公表は年末から若干、遅れる見込みであることが説明された。

その後、論点整理文案について、前回委員会からの修正点として主に下記の項目が説明された。

- ・ 資産除去債務の対象となる事象は有形固定資産の解体、除去等の処分、原状回復としており、有形固定資産の使用期間中に実施する汚染浄化等の環境修復や修繕は対象にしていないなど、対象となるものを明示した。
- ・ 範囲については「法律上の義務に準じるもの」も含まれるとしているが、この表現だけでは範囲が広くなり過ぎるのではないかとの懸念が示されていた。これに対応し、「法律上の義務に準じるもの」は法律上の義務とほぼ同等の不可避免的な支出が義務付けられているもののみが該当するとし、範囲について限定した記載とした。
- ・ 資産負債の両建処理について、資産計上することに対する懸念が示されていたが、資産除去債務に対応する除去費用を有形固定資産の帳簿価額に加えることにより、適切に回収できないときには減損処理の対象となること、資産効率の観点からも有用と考えられる情報を提供することになるといった記載を追加した。
- ・ 資産計上された除去費用の費用配分について、土地に係る除去費用を、土地の一部として償却しないのは適当でなく、複数の有形固定資産が一体として使用されている場合の処理と同様に、一括して処理する方法(一括法)によることが考えられると修正した。

この説明に対しての委員からの主な意見等と事務局からの説明は以下のとおりである。

- ・ 資産負債の両建処理は、まず、債務があるところから出発し、その上で相手勘定が何であるかを考えたときに、それは有形固定資産の付随費用と同様のものであり、原価算入すべきものであるということになるのではないかとの意見があった。
- ・ 「資産負債の両建処理」と「引当金処理」のいずれの会計処理を採用するかの方向性を示さないとしているが、論点整理で引当金処理の論点が示されていないことに違和感があるとの意見があった。事務局からは、本テーマが、国際的な会計基準とのコンバージェンスプロジェクトの検討項目の1つであることや、この資産負債の両建処理は新しい考え方であることから、まずこれがどういったものであるかということを示すために、主として資産負債の両建処理の論点を示しているとの説明がなされた。
- ・ 社会的なコンセンサスを得るためにも資産負債の両建処理のメリットについても触れ

てはどうかとの意見があった。これについて事務局からは、前述の資産計上に対する追加の記載とともに、論点整理文案において以下の記載がなされているとし、確認を行った。

- 環境問題を背景とした資産除去債務の早期認識に対する関心が高まりつつあることや、将来の負担を財務諸表に反映することは投資情報として役立つといった、負債計上に対する情報ニーズに対応している。
- 企業の側においても必要な債務の把握を通じて適切な投資意思決定を促進するものである。
- 資産負債の両建処理であっても当該資産の費用配分により、引当金処理と同様の費用計上を行うことができる場合には、費用計上の観点においても相違のない方法と考えられる。

以 上